



川崎市【神奈川県】 文化財保護活用計画

■ 策定年月：平成26年3月 ■ 人口：1,505,741人 ■ 面積：144km²
■ 担当課：川崎市教育委員会事務局文化財課（平成30年3月現在）



川崎市の歴史文化基本構想（『川崎市文化財保護活用計画』）は、市域に所在する文化財の現状と課題を踏まえ、他の行政分野の計画や施策と整合性をとりつつ、市民の貴重な財産である文化財を総合的な保存・活用を図るため、①文化財の価値の共有と継承、②文化財の魅力を生かした地域づくり、③文化財をみんなで支える仕組みづくり、という3つの方向性を示したものである。

5 歴史文化を表す
つのキーワード

多摩丘陵、古墳と古代地方官衙、鎌倉防衛の前線基地、
ものづくり、交通の要衝

課題

- ・未指定文化財を含めた文化財の保存
- ・文化財を活用した社会教育・学校教育との連携
- ・文化財の保存・活用を担う人材の育成

保存活用方針

- ・文化財の計画的な指定・登録
- ・文化財に関する広報活動の推進
- ・文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進
- ・文化財の計画的な保存修理、公開の推進

保存活用のための取り組み

有形文化財（市重要歴史記物） の保存活用

有形文化財（川崎市重要歴史記念物）については、定期的な現状確認・保存修理を行う等、保存に努めるとともに、市民向けの指定文化財等現地特別公開事業を毎年実施し、古民家の野外博物館である日本民家園で様々な公開・活用事業を実施する等、市民が文化財に親しむ機会を提供している。



無形文化財・無形民俗文化 （市重要歴史技芸）の保存活用

無形文化財・無形民俗文化財（川崎市重要歴史技芸）については、昭和40～50年代に市内各地域の調査を実施し、全体把握に努めてきた。また、毎年実施される民俗芸能発表会への支援等、民俗芸能に対する活動支援・普及啓発に取り組んでいる。



史跡・埋蔵文化財の保存活用

史跡・埋蔵文化財については、川崎市初の国史跡である橋樹官衙遺跡群、神奈川県指定史跡である子母口貝塚・馬絹古墳等、史跡の維持管理を地域住民が主体となる保存団体と協力して行うとともに、広く市民が利用できるよう、様々な活用事業を行っている。



未指定文化財の保存活用

未指定文化財については、川崎市の歴史・文化を知る上で必要不可欠なものであることから、平成29年度に「川崎市地域文化財顕彰制度」を創設し、市民に地域の宝である文化財に関心をもってもらうとともに、地域に埋もれた文化財の把握も進めている。

関連文化財群の構成例

7つのストーリーにおける代表的な文化財

川崎市域の文化財を地域で伝承していくため、川崎市の歴史・文化について、①自然・地理的環境の特徴、②市域の地域資源、③歴史的な変遷等の把握をすすめるとともに、その特性を踏まえ、将来的な関連文化財群や歴史文化保存活用区域の設定に向けた7つのストーリー構成例を提示している。

ストーリー

- ①豊かな自然と里山で営まれた人々の暮らしのものがたり
- ②ニヶ領用水と地域開発のものがたり
- ③兵どもの夢のあと～中世武士の世界を伝えるものがたり
- ④古代の権力者の奥津城をめぐるものがたり
- ⑤古代律令制下のまちづくりと文化・信仰のものがたり
- ⑥厄除け大師への信仰を伝えるものがたり
- ⑦工都川崎のモノづくりを伝えるものがたり

策定後の成果（見込まれる効果）

① 橋樹官衙遺跡群の国史跡指定
 歴史文化基本構想策定により、古代地方官衙遺跡である橋樹官衙遺跡群の国史跡指定に向けた取組みへの、行政内及び市民の理解が深まり、平成27年3月に川崎市初の国史跡に指定された。指定後は、史跡だけでなく周辺に所在する文化財も含めた保存活用計画を策定するとともに、土地の取得や史跡の追加指定、史跡整備等を計画的に進めていく予定である。



② 川崎市地域文化財顕彰制度の創設
 歴史文化基本構想の基本的な方針に基づき、文化財の指定・登録制度とは別により広い文化財の保存・活用を図るための制度として、平成29年度に創設した。原則市民団体からの推薦により顕彰を行う。現在、平成30年秋の顕彰を目指し募集をしている。今後も、市民に広く顕彰制度を周知し、多くの文化財の把握に努めていく。



③ 文化財ボランティアの育成
 歴史文化基本構想の基本的な方針に基づき、文化財の保護活用の担い手の育成として、文化財ボランティア制度を創設し、平成28年度に第1期の登録ボランティア約30人が活動を開始した。現在、第2期のボランティアの養成を行っており、平成31年度から登録ボランティアとして活動を始める予定である。

